

自由研削用といしの取替え 等の業務に係る特別教育

旭川地方労働基準協会

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

事業者は、自由研削用といし取替え又は、取替え時の試運転の業務に労働者を従事させる場合、その労働者に対して法定に基づく特別教育を行わなければならないと定められています。（労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条第1号）

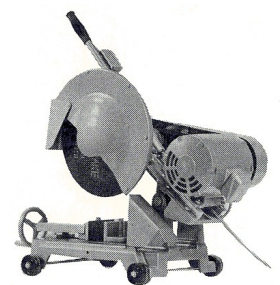
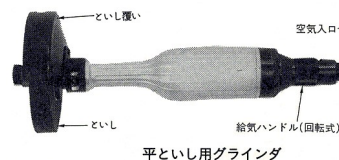
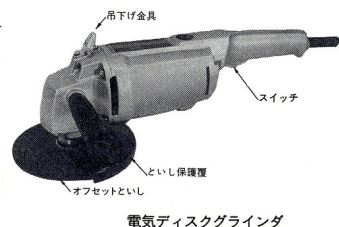
つきましては、「安全衛生特別教育規程」に基づき、下記のとおり特別教育を開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

※新型コロナウイルス感染防止の為、講習が中止又は延期になる場合がありますので、予めご了承下さい。

1. 日 時 令和3年10月27日（水）9：00～16：50
2. 会 場 ときわ市民ホール 4F 多目的ホール（旭川市5条4丁目）
3. 講習料 会員 10,120円 会員外 12,320円
（テキスト代 1,320円、消費税含）
※支払方法を申込依頼書に○印で表示願います。
（振込の場合は、振込先をFAXでお知らせします）
4. 申込方法 次頁の申込依頼書に写真1枚(30ミリ×24ミリ)を添えて、当協会へお申込み下さい。
5. 受付期間 8/26～10/13（ただし、定員30名に達し次第しめきり）
6. 修了証等 特別教育修了者に修了証を交付し、事業所に教育についての実施記録証明書を発行します。
7. 注意事項 欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、予めご了承願います。

8. 教育科目

自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	2時間
自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1時間
関係法令	1時間
実 技（自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法）	2時間
教育時間合計	6時間



自由研削用グラインダは、加工物がグラインダを手を持って作業を行うもので、主な種類は、①携帯用(手持式)グラインダ、②卓上(床上)用グラインダ(両頭グラインダ)、③スインググラインダ、④ワゴングラインダ、⑤切断機などがあります。

研削盤には、大きく分けて自由研削用と機械研削用の2種類があります。
機械研削用は、高精度を要する工作機械で、工場等に据付けた機械に加工物をセットして作業を行うものです。（※自由研削用といしと、機械研削用といしは、別々の教育です）

